

亀山市公告第92号

亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年亀山市条例第34号）第5条の規定により、平成28年度公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、同条の規定により次のとおり公告する。

平成27年12月22日

亀山市長 櫻井義之

亀田町字落崎、亀田町字甲田、亀田町字美泥、羽若町字松本、羽若町字五ヶ谷、羽若町字広茂、羽若町字西野、住山町字葛城、住山町字東野、住山町字江ヶ野山、野村一丁目、和田町字土地元、田村町字女ヶ坂、田村町字西山、川崎町字植田中、川崎町字御幣立、能褒野町字能褒野、能褒野町字寺山、布気町字垣戸部、関町木崎字関台、関町会下字北会下、関町鷲山字起しのうち公共下水道が使用できる区域